

(仮称) 小山七丁目 障害者グループホームの 整備に係る住民説明会

【日時】 令和4年3月18日 (金)

19時00分～19時45分

【場所】 荏原第二地域センター内 2階

荏原第二区民集会所第1・2集会室

(品川区荏原6-17-12)

1

品川区
福祉部 障害者福祉課

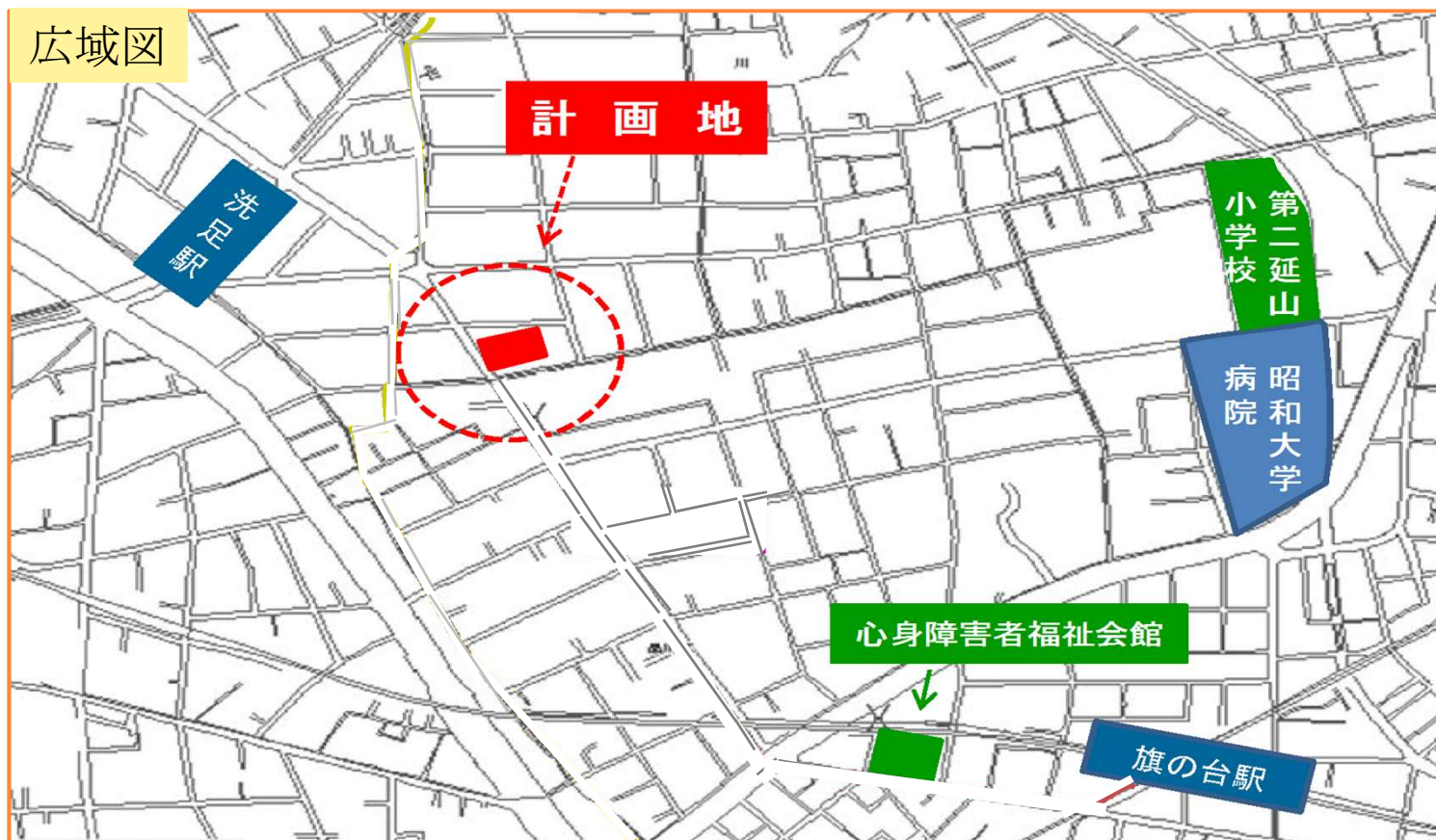
本日の次第

1. ご挨拶
2. 職員紹介
3. 物件概要
4. 整備目的および用途（案）
5. 今後のスケジュール
6. 質疑応答

3 物件概要

計画地概要

- 【所在地】品川区小山七丁目14番16号（住所）
- 【土地面積】414.83m²
- 【用途地域】第一種低層住宅専用地域（建ぺい率50%、容積率100%）



4 整備目的および用途（案）

整備目的 「障害者グループホーム」

【整備目的】 区内では、障害者のグループホームが不足していることに加え、障害者の高齢化にともない、常に支援を必要とする障害者が増加しており、将来的な需要拡大への対応が急務となっています。

このため、日常的に支援を必要とする障害者の方が、住み慣れた地域で暮らせる「居住の場」として整備します。

【利用対象者】 日常生活において、常時支援を必要とする障害者（知的障害者など）

※知的障害者とは？

記憶や判断など知的機能に遅れがあり、社会生活への適応が難しい障害者の方

【想定定員】 10名程度

4 整備目的および用途（案）

◆ 障害者グループホームとは

少人数の家庭的な雰囲気の中で、障害者が共同生活を行う居住の場です。

料理や洗濯、入居者の相談支援等を行う世話人がおり、入居者の生活に必要な介護や支援は生活支援員が行います。

◆ 想定する利用者（入居者）は

今回計画する施設の主な入居者は、障害のある方で、常時支援を必要とする方々を想定しています。



4 整備目的および用途（案）

◆入居者の一日の過ごし方（想定）

時間帯	パターンA	パターンB	パターンC
6:00～8:00	起床・洗面・朝食		
8:00～9:00	身支度		
9:00～12:00	グループホーム内での 日中活動	グループホーム外への 通院	グループホーム外の 生活介護事業所を利用
12:00～13:00	グループホーム内で昼食		生活介護事業所で昼食
13:00～18:00	グループホーム内での日中活動		グループホーム外の 生活介護事業所を利用
18:00～19:30	夕食・自由時間		
19:30～22:00	入浴・就寝準備		
22:00	就寝		

※ 生活介護事業所とは

常に支援を必要とする障害のある方に対して、主に昼間において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のための必要な援助を行う施設です

4 整備目的および用途（案）

◆ 区内の整備事例紹介 「グループホーム金子山」

【所在地】 西大井4-10-16

【開設年月】 平成29年11月

【定員】 10名



5 今後のスケジュール（予定）

計画期間 令和4年度～令和6年度

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
用地取得 事業者公募	 ■用地取得		
施設整備 ※事業者にて実施			
			■開設

6 質疑応答

皆様のご意見等をお聞かせください。

お問い合わせ先（令和4年3月31日まで）

品川区福祉部障害者福祉課 障害者施策推進担当

電話 03-5742-6762（直通）

FAX 03-3775-2000

E-mail shofuksh@city.shinagawa.tokyo.jp

お問い合わせ先（令和4年4月1日以降）

品川区福祉部障害者施策推進課 障害者施策計画担当

電話 03-5742-6762（直通）

FAX 03-3775-2000

E-mail shoshsk@city.shinagawa.tokyo.jp